

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	健康増進に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

健康増進に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和4年9月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	健康増進に関する事務								
②事務の内容	【概要】健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勧奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務								
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	健康管理システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健(検)診受診結果の管理を行う。</li> <li>・健(検)診受診結果の照会を行う。</li> <li>・受託機関から健(検)診結果を取り込む。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	福祉宛名システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名情報の登録、照会、更新</li> <li>2. 住登外宛名の登録、照会、更新</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> </ul> </li> <li>2. 情報照会機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> </ul> </li> <li>3. 情報提供機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> </ul> </li> <li>4. 各業務システム接続機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> </ul> </li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> </ul> </li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> </ul> </li> <li>7. データ送受信機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> </ul> </li> <li>8. セキュリティ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</li> </ul> </li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> </ul> </li> <li>10. システム管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> </ul> </li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム4									
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名番号付番機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</li> </ul> </li> <li>2. 宛名情報等管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</li> </ul> </li> <li>3. 中間サーバー連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。</li> </ul> </li> <li>4. 各事務システム連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。</li> </ul> </li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー	)								

システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新  ・既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバー(以下、「CS」という)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認  ・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)  ・転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索  ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会  ・全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合  ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知  ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携  ・機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康診査実施事務情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第54条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号及び別表第二 102の2項 情報提供: 番号法第19条第8号及び別表第二 102の2項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健医療部健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査実施事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	越谷市に住民登録している健康増進事業の対象となる者又は居住者
その必要性	市で実施するがん検診等の検診情報を適正に管理するため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報:対象者の特定、接種記録の管理を行うために保有</li> <li>・4情報、連絡先:正確に本人を特定するために保有</li> <li>・地方税関係情報:非課税世帯からの申し出により無料受診券の発行を行うために保有</li> <li>・健康・医療関係情報:本人の健康管理及び検診の受診勧奨を適正に行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護等受給者の健康診査を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	健康増進事業を実施するうえでの本人確認を正確に行うため								
④使用の主体	使用部署	保健医療部健康づくり推進課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	①受診券発送対象者抽出・受診勧奨事務: 検診等の情報を個別勧奨にてお知らせする。 ②検診情報の管理事務: 検診委託機関から提出された個人記録票に記載された者が検診対象者であるか確認する。 ③精密検査未受診者に受診勧奨通知を行う。								
	情報の突合	個人記録票に記入された整理番号、住所、氏名、生年月日等と突合し、検診等の対象者かどうか確認する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	健康管理システムの保守運用	
①委託内容	健康管理システムの保守運用	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <胃がん検診>

1.年度,2.受診日,3.集団個別区分,4.医療機関名,5.年度末年齢,6.受付番号,7.総合判定,8.判定1\_\_部位,9.判定1\_\_レントゲン所見,10.判定2\_\_部位,11.判定2\_\_レントゲン所見,12.判定3\_\_部位,13.判定3\_\_レントゲン所見,14.判定4\_\_部位,15.判定4\_\_レントゲン所見,16.その他所見,17.総合コメント,18.撮影枚数,19.スポット撮影,20.血縁でがんにかかった人,21.いる\_続柄,22.いる\_部位,23.いる\_続柄,24.いる\_部位,25.最近の身体症状等,26.ある\_\_症状\_胃の痛み・もたれ,27.ある\_\_症状\_食欲減退感,28.ある\_\_症状\_飲食時の違和感・咳き込み,29.ある\_\_症状\_胸のしみる感じ,30.ある\_\_症状\_便通異常(下痢・便秘),31.ある\_\_症状\_便通異常(血便・黒い便),32.ある\_\_症状\_体重減少,33.ある\_\_症状\_妊娠中,34.ある\_\_症状\_バリウム嚥下後の体調不良経験,35.ある\_\_症状\_身体を動かすときの痛み,36.ある\_\_症状\_その他,37.お酒を飲むか,38.たばこをすうか,39.やめた\_喫煙開始年齢,40.やめた\_喫煙終了年齢,41.やめた\_1日の本数,42.すう\_1日の本数,43.すう\_喫煙期間,44.塩分の摂取,45.今まで病気をしたことがあるか,46.今まで病気をしたことある\_\_部位,47.ある\_\_病名,48.今まで病気をしたことある\_\_部位,49.ある\_\_病名,50.今までにがんにかかったことはあるか,51.ある\_病名,52.現在治療中の病気があるか,53.ある\_\_部位,54.その他,55.今まで胃の検査を受けたことはあるか,56.胃の検査\_ある\_年齢,57.ある\_検査法,58.ある\_結果,59.ある\_検査法,60.ある\_結果,61.今までに腹部の手術をしたことがあるか,62.ある\_\_部位,63.ある\_\_年齢,64.ある\_\_部位,65.ある\_\_年齢,66.事後指導,67.医師名,68.請求日

### <胃がん精検>

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.精密検査結果,6.精密検査方法,7.胃がん以外の疾患,8.胃がん以外の疾患,9.胃がん以外の疾患,10.胃がん以外の疾患,11.精密検査\_備考,12.今後の処置,13.今後の処置\_備考

### <肺がん検診>

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.フィルムNO.,6.結果指導,7.既往歴,8.レントゲン検査所見あり,9.所見,10.喀痰細胞診\_検体提出,11.喀痰細胞診,12.よく「せき」がでる,13.よく「たん」がでる,14.«たん»に血がまじることがある,15.胸痛または胸部の不快感がある,16.のどの奥に異物感がある,17.最近急にやせてきた,18.最近声がかすれる,19.微熱・寝汗をかく,20.喫煙歴,21.1日平均喫煙本数,22.喫煙年数,23.喫煙指数,24.埃っぽい場所で働いた経験\_溶接,25.埃っぽい場所で働いた経験\_ガラス溶接,26.埃っぽい場所で働いた経験\_石綿(アスベスト),27.埃っぽい場所で働いた経験\_製材所,28.埃っぽい場所で働いた経験\_陶器,29.埃っぽい場所で働いた経験\_その他,30.いつから,31.家族で「がん」にかかった方がいますか,32.現在呼吸器系の病気で治療を受けていますか,33.病名,34.請求日

### <肺がん精検>

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.精密検査結果,6.がん以外の疾病名,7.精密検査方法,8.その他内容(検査方法),9.その他

### <大腸がん検診>

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.総合指導区分,6.総合判定結果,7.b.他の医療機関へ紹介,8.c.その他の内容,9.便秘をするようになった,10.便秘\_はい\_いつ頃から,11.下痢をしやすくなった,12.下痢\_はい\_いつ頃から,13.お腹がはった感じがする,14.お腹がはった\_はい\_いつ頃から,15.便に血や粘液が混ざることがある,16.便に血\_粘液\_はい\_いつ頃から,17.便が細くなってきた,18.便が細く\_はい\_いつ頃から,19.便が黒色になってきた,20.便が黒色\_はい\_いつ頃から,21.腹痛がある,22.腹痛\_はい\_いつ頃から,23.どの病気がある,24.はい\_病名は,25.生理中である(生理後3日間を含む),26.胃・十二指腸・食道の病気:ない,27.胃・十二指腸・食道の病気:①かいよう,28.胃・十二指腸・食道の病気:②ポリープ,29.胃・十二指腸・食道の病気:③腫瘍,30.胃・十二指腸・食道の病気:④その他,31.胃・十二指腸・食道の病気\_その他の内容,32.大腸の病気:ない,33.大腸の病気:①ポリープ,34.大腸の病気:②憩室,35.大腸の病気:③大腸炎,36.大腸の病気:④腫瘍,37.大腸の病気:⑤その他,38.大腸の病気\_その他の内容,39.便の潜血検査を受けたことがあるか,40.潜血検査\_ある\_年月,41.潜血検査\_ある\_その結果は,42.注腸造影\_大腸内視鏡を受けたことがあるか,43.注腸造影\_大腸内視鏡\_ある\_年月,44.注腸造影\_大腸内視鏡\_ある\_その結果は,45.血縁の方でがんにかかった人がいるか,46.いる\_病名,47.貧血,48.リンパ節腫大,49.腹部,50.腫瘤触知,51.免疫便潜血検査結果,52.医師名,53.請求日

### <大腸がん精検>

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.精密検査方法:注腸検査,6.精密検査方法:大腸内視鏡検査,7.精密検査方法:生検,8.精密検査方法:ポリペクトミー,9.精密検査方法:EMR,10.精密検査方法:病理結果,11.精密検査方法:その他,12.その他内容(検査方法),13.精密検査結果:異常なし,14.精密検査結果:大腸がん,15.精密検査結果:大腸がん疑,16.精密検査結果:大腸ポリープ,17.精密検査結果:大腸憩室,18.精密検査結果:大腸炎(潰瘍性含む),19.精密検査結果:痔核,20.精密検査結果:その他,21.その他,22.事後処理,23.事後処理\_他の医療機関へ紹介の内容

### <子宮がん検診>

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.初再検区分,6.標本の適否,7.不適正理由,8.NILM(陰性),9.ASC-US(異型扁平上皮細胞:軽度病),10.ASC-H(異型扁平上皮細胞:高度病),11.LSIL(軽度扁平上皮内病変),12.HSIL(高度扁平上皮内病変),13.SCC(扁平上皮癌),14.AGC(異型腺細胞),15.AIS(上皮内腺癌),16.Adenocarcinoma(腺癌),17.other malig.(その他悪性腫瘍),18.体がん検診,19.頸がん指導方針,20.11.その他の内容,21.体がん指導方針,22.11.その他の内容,23.HPV検査,24.総合指導区分,25.クラス分類,26.判定,27.クーポン券,28.請求日

### <子宮がん精検>

1.年度,2.結果確定日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.受診日年齢,6.整理番号,7.頸部結果,8.頸部結果(異形成),9.体部結果

### <乳がん検診>

1.年度,2.検診受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.MMG\_右\_カテゴリー,6.MMG\_左\_カテゴリー,7.US\_右\_カテゴリー,8.US\_左\_カテゴリー,9.検診医判定,10.経過観察の内容,11.経過観察の内容\_備考,12.要精検医療機関名(紹介先),13.要精検医療機関名\_備考,14.読影会判定\_MMG\_右\_カテゴリー,15.読影会判定\_MMG\_左\_カテゴリー,16.読影会判定\_US\_右\_カテゴリー,17.読影会判定\_US\_左\_カテゴリー,18.総合判定,19.要経過観察\_\_ヵ月後,20.クーポン券,21.請求日

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〈乳がん精検〉1.年度,2.精検受診日,3.精検実施医療機関,4.年度末年齢,5.精検実施医療機関\_備考,6.一次検診日,7.精検受診日年齢,8.視触診,9.乳腺超音波断層検査,10.マンモグラフィ,11.細胞・組織診,12.CT,13.MRI,14.その他(検査方法),15.精密検査結果,16.がんであった場合,17.原発性のがんであった場合,18.早期がんであった場合,19.乳腺症,20.繊維腺腫,21.のう胞,22.異常分泌,23.その他(精検結果),24.乳がん以外の疾患名\_その他の内容,25.要手術,26.入院治療,27.通院治療,28.経過観察,29.他院紹介,30.その他,31.指示事項\_他院紹介の内容,32.指示事項\_その他の内容

### 〈肝炎ウイルス検診〉

1.年度,2.検査年月日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.種別,6.保険証の種類,7.HBs抗原(値),8.B型\_感染,9.HCV抗体(値),10.抗体検査,11.C型\_感染,12.実施方法,13.請求日

### 〈眼科検診〉

1.年度,2.健診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.コース,6.受付番号,7.総合判定,8.病名,9.血圧,10.視力\_右,11.視力\_左,12.外眼部所見,13.精密眼圧検査\_右,14.精密眼圧検査\_左,15.透光体所見,16.眼底所見,17.1.視力低下,18.2.視野が狭い,19.3.ゆがんで見える,20.4.眼痛,21.5.頭痛,22.6.疲れ目,23.7.肩こり,24.8.目が乾く,25.9.口が渇く,26.10.吐き気,27.11.その他,28.1.コンタクトレンズを使用しているか,29.2.視力矯正手術を受けたことがあるか,30.3.血圧を下げる薬を使用しているか,31.4.インスリン注射・血糖を下げる薬を服用,32.5.コレステロールを下げる薬を使用しているか,33.6.脳卒中の治療を受けたことがあるか,34.7.心臓病の治療を受けたことがあるか,35.8.腎不全の治療を受けたことがあるか,36.9.貧血と言われたことがあるか,37.10.たばこを習慣的に吸っているか,38.11.今までかかった病気,39.12.現在治療中の病気,40.請求日

### 〈骨粗しょう症検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.受診日年齢,6.検査番号,7.総合判定,8.DXA法による骨密度,9.YAMと比較した数値,10.同年齢と比較した数値,11.測定機械名称,12.測定結果比較 Tスコア,13.測定結果比較 Zスコア,14.音響的骨評価値,15.YAMと比較したOS I,16.同年齢と比較したOS I,17.請求日

### 〈結核検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.受付NO.,6.整理NO.,7.フィルムNO.,8.総合判定,9.所見,10.所見内容

### 〈胃がんABC検診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.総合判定,6.ヘリコバクター・ピロリ抗体(HP),7.ペプシノゲン I (PG I),8.ペプシノゲン II (PG II),9.ペプシノゲン I / II 比,10.今後の方針,11.コメント,12.医師名,13.胃や十二指腸疾患で治療を受けたことがある,14.ピロリ菌の除菌治療を受けたことがある,15.胃の手術(切除)を受けたことがある,16.3年以内に胃の内視鏡を受けたことがある,17.血縁でがんにかかった人がいる,18.いる\_続柄1,19.いる\_部位1,20.いる\_続柄2,21.いる\_部位2,22.タバコはすいますか,23.やめた\_喫煙開始年齢,24.やめた\_喫煙終了年齢,25.やめた\_1日の本数,26.すう\_1日の本数,27.すう\_喫煙期間,28.お酒を飲みますか,29.塩辛いものをよく食べますか,30.過去2か月以内のプロトンポンプ阻害薬の服用,31.腎機能が悪いといわれたことがありますか,32.精密検査\_受診日,33.精密検査\_結果,34.異常あり\_所見1,35.異常あり\_所見2,36.異常あり\_所見3,37.異常あり\_コメント,38.病理組織検査,39.病理組織検査\_結果,40.精密検査\_今後の方針,41.今後の方針\_コメント,42.精密検査\_医師,43.精密検査\_医療機関

### 〈成人歯科健診〉

1.年度,2.受診日,3.医療機関名,4.年度末年齢,5.判定区分,6.種別,7.歯や口の状態,8.歯が痛い、しみる,9.歯ぐきから血やうみがでる,10.あごの関節が痛くなる,11.歯ぐきがはれている,12.口臭が気になる,13.食べ物が歯間にはさまる,14.かみにくい、飲み込みにくい,15.口の中が渇く,16.しゃべりにくい,17.歯の形や色、歯並びが気になる,18.かかりつけの歯科医がある,19.定期的に歯科健診や歯石除去,20.糸ようじ(フロス)や歯間ブラシを使用,21.鏡で歯や歯ぐきを観察,22.1日に歯を磨く回数,23.たばこを吸う,24.たばこの歯周病への影響,25.糖尿病,26.糖尿病が歯周病に影響を与えようと思う,27.「8020」を知っている,28.入れ歯を常時使用,29.歯の本数を知っている,30.歯みがき剤の使用,31.「はい」と答えた方→歯みがき剤(フッ素),32.十分な歯磨き,33.来院区分,34.舌の状態,35.歯肉炎,36.歯周炎,37.歯石沈着,38.口腔粘膜の状態,39.顎関節,40.歯列不正,41.レントゲン検査の必要性,42.むし歯(未処置歯),43.健全歯,44.処置歯,45.喪失歯(要補綴歯),46.欠損補綴歯,47.現在の歯数,48.総義歯,49.局部義歯,50.口腔清掃状態,51.歯肉の状態,52.指示事項,53.請求日

### 〈団体内統合宛名〉

1.個人番号、2.団体内宛名番号”

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査実施事務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号カード、または通知カードと本人確認書類の提示による本人確認を厳守する。 申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。 ・個人番号を利用しない各システムからの要求に応じないよう制御している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証をすることでなりすましを防止している。 ・権限の妥当性を確認したうえで各事務を所管する事業課からの依頼に応じて必要な権限を付与している。 ・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については各事務を所管する事業課からの依頼に応じて速やかにシステムの利用権限を消去している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない    4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。</li> <li>・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	庁内サーバー室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<越谷市における措置> ・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施している。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番 電話: 048-960-1100
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

